

改正

平成12年7月28日条例第19号

平成16年3月31日条例第66号

平成17年12月26日条例第51号

平成21年3月26日条例第47号

平成24年11月9日条例第15号

平成26年3月25日条例第115号

平成27年1月8日条例第38号

平成31年3月28日条例第64号

令和4年3月30日条例第46号

京都市大学のまち交流センター条例

(設置)

第1条 大学（学校教育法第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）における学術研究の成果その他の知的資産を活用することにより豊かな地域社会の形成に資するため、大学相互の間及び大学と産業界、地域社会等との間の連携及び交流を促進する活動（以下「交流活動」という。）その他の活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市大学のまち交流センター

位置 京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939番地

(事業)

第2条 京都市大学のまち交流センター（以下「センター」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) 講義、演習、会議等のための施設の提供
- (2) 大学に関する情報の収集及び提供
- (3) 大学と産業界、地域社会等の協力による豊かな地域社会の形成に資する調査及び研究並びに人材育成
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理

者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
 - (2) センターの維持管理に係る業務
 - (3) その他市長が必要と認める業務
- (開所時間及び休所日)

第4条 センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開所時間 午前9時から午後9時30分まで

休所日 月曜日並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(使用の許可)

第5条 別表に掲げる施設(駐車場を除く。)を使用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(講習室の使用期間の特例)

第6条 指定管理者は、次に掲げるものの講習室の使用期間を、1年以上5年以内とすることができる。

- (1) 大学院に在学する者又は社会人の教育を実施しようとする大学で、市長が適当と認めるもの
- (2) 交流活動を行うもので、市長が適当と認めるもの

2 前項の期間は、更新することができる。

(使用制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(使用料)

第8条 使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)及び駐車場を使用するもの(自動二輪車以外の自動車を駐車させるものに限る。)は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料(駐車場の使用料を除く。)は、前納しなければならない。ただし、市長が特別

の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 講習室を1年以上5年以内の間使用する場合の使用料（以下「年間使用料」という。）は、前項の規定にかかわらず、使用に係る年度の初日（年度の中途において使用を開始する場合にあっては、その使用を開始する日）から起算して1月以内に当該年度分を納入しなければならない。
- 4 講習室を使用するもの（前項の規定により年間使用料を納入しなければならないものに限る。次項において同じ。）は、電気又は水道を特別に使用したときは、その実費を納入しなければならない。
- 5 講習室を使用するものは、電話回線を使用したときは、その料金に相当する額を納入しなければならない。

（使用料の還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（特別の設備）

第11条 使用者は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

（地位の譲渡等の禁止）

第12条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

（原状回復）

第13条 使用者は、センターの使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して、指定管理者の検査を受けなければならない。

（委任）

第14条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成12年 6 月30日規則第28号で平成12年 9 月 8 日から施行)

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成12年 7 月28日条例第19号)

この条例は、平成12年 7 月29日から施行する。

附 則 (平成16年 3 月31日条例第66号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他講習室を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成17年12月26日条例第51号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市大学のまち交流センター条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市大学のまち交流センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第 4 条	第 5 条
第10条第 1 項	第11条第 1 項

附 則 (平成21年 3 月26日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年 4 月 7 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年11月9日条例第15号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第115号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年1月8日条例第38号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他第5演習室を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成31年3月28日条例第64号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市大学のまち交流センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 前項の規定にかかわらず、平成31年度分の改正後の条例第8条第3項に規定する年間使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 平成31年度を通じて使用する場合 次の表の左欄に掲げる講習室の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

第1講習室	円 2,574,462
第2講習室、第3講習室及び第4講習室	2,252,664
第5講習室、第6講習室、第7講習室及び第8講習室	1,930,848

(2) 講習室の使用期間の初日又は末日が平成31年度の中途である場合 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

使用期間の初日が平成31年4月2日から同年9月30日までのいずれかの日である場合	使用期間の初日の属する月から平成31年9月までのこの条例による改正前の京都市大学のまち交流センター条例（以下「改正前の条例」という。）別表に掲げる額の月割りによって計算して得た額と同年10月から平成32年3月までの改正後の条例別表に掲げる額の月割りによって計算して得た額との合計額
使用期間の初日が平成31年10月1日から平成32年3月31日までのいずれかの日である場合	使用期間の初日の属する月から平成32年3月までの改正後の条例別表に掲げる額の月割りによって計算して得た額
使用期間の末日が平成31年4月1日から同年9月30日までのいずれかの日である場合	平成31年4月から使用期間の末日の属する月までの改正前の条例別表に掲げる額の月割りによって計算して得た額
使用期間の末日が平成31年10月1日から平成32年3月30日までのいずれかの日である場合	平成31年4月から同年9月までの改正前の条例別表に掲げる額の月割りによって計算して得た額と平成31年10月から使用期間の末日の属する月までの改正後の条例別表に掲げる額の月割りによって計算して得た額との合計額

附 則（令和4年3月30日条例第46号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

区分		使用料	
		大学等が 交流活動 に使用す る場合	その他の 場合
第1講義室及び第2講義室	1講時、2講時、3講時、4講時	円	円
	又は5講時	3,660	15,390
	6講時又は7講時	5,440	22,780
第3講義室	1講時、2講時、3講時、4講時 又は5講時	2,510	10,510
	6講時又は7講時	3,710	15,550
第4講義室	1講時、2講時、3講時、4講時 又は5講時	1,510	6,280
	6講時又は7講時	2,300	9,580
第1演習室、第2演習室、第3演習室、 第4演習室及び第5演習室	1講時、2講時、3講時、4講時 又は5講時	570	2,350
	6講時又は7講時	830	3,450
第1会議室	午前	3,920	16,500
	午後	5,230	21,990
	夜間	6,860	28,750
第2会議室及び第3会議室	午前	2,300	9,580
	午後	3,030	12,720
	夜間	4,030	16,800
ホール	午前	4,550	19,000
	午後	6,070	25,450
	夜間	8,010	33,610
和室	午前	1,200	5,020

	午後	1, 620	6, 750
	夜間	2, 140	8, 950
第 1 講習室	1 年	2, 598, 090	
	1 講時、2 講時、3 講時、4 講時 又は 5 講時	940	3, 910
	6 講時又は 7 講時	1, 410	5, 800
第 2 講習室、第 3 講習室及び第 4 講習室	1 年	2, 273, 330	
	1 講時、2 講時、3 講時、4 講時 又は 5 講時	830	3, 450
	6 講時又は 7 講時	1, 250	5, 170
第 5 講習室、第 6 講習室、第 7 講習室及び第 8 講習室	1 年	1, 948, 570	
	1 講時、2 講時、3 講時、4 講時 又は 5 講時	730	2, 980
	6 講時又は 7 講時	1, 100	4, 540
駐車場（30分までごと）		310	
付属設備		別に定める。	

備考

- 1 「大学等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 公益財団法人大学コンソーシアム京都
 - (2) (1)に掲げる者の会員である大学又は本市の区域内に主たる事務所を有する大学で、別に定めるもの
- 2 「1 講時」とは午前 9 時から午前 10 時 30 分までを、「2 講時」とは午前 10 時 50 分から午後 0 時 20 分までを、「3 講時」とは午後 0 時 40 分から午後 2 時 10 分までを、「4 講時」とは午後 2 時 30 分から午後 4 時までを、「5 講時」とは午後 4 時 20 分から午後 5 時 50 分までを、「6 講時」とは午後 6 時 10 分から午後 7 時 40 分までを、「7 講時」とは午後 8 時から午後 9 時 30 分までを、「午前」とは午前 9 時から正午までを、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時までを、「夜間」とは午後 6 時から午後 9 時 30 分までをいう。
- 3 この表に掲げる使用時間の区分を超えて施設（駐車場及び付属設備を除く。）を使用する場合の使用料は、30 分までごとに、その直前の使用時間の区分に係る使用料の 30 分当たりの

額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

- 4 開所時間の変更に伴い、使用時間の区分を変更する場合の使用料は、この表に掲げる使用料との均衡を考慮して、その都度別に定める。
- 5 講習室の使用期間の初日又は末日が年度の中途である場合におけるその年度に係る年間使用料は、使用期間の初日の属する月から使用期間の末日の属する月までの月割りによって計算して得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。